

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和 7 年 3 月 2 4 日

○出席委員（９名）

委員長	瀬崎伸一
委員	山本欽久
委員	濱口正久
委員	坂倉広子
委員	世古安秀

副委員長	世古雅人
委員	南川則之
委員	木下順一
委員	尾崎幹

議長	河村孝
----	-----

○欠席委員（１名）

委員	戸上健
----	-----

○付託議案

議案第８７号 鳥羽市宿泊税条例の制定について

議案第８８号 鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○出席説明者

- ・世古税務課長、上村課長補佐、中村係長、村田係長
- ・勢力消防長、武中次長、野村室長、平井係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	岡村なぎさ
書記	

(午前10時33分 再開)

○瀬崎伸一委員長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

戸上委員より欠席の連絡がありましたので、ご承知おきください。

初めに、傍聴人の方に申し上げます。

当委員会において、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。

なお、委員長の命令に従わないときは退室を命じることがありますので、念のため申し上げておきます。

また、当委員会室の入退室につきましては、特段の事情がない限り休憩時間中に行っていただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、当委員会に付託されました案件は、議案第87号、鳥羽市宿泊税条例の制定について、議案第88号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての議案2件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第87号、鳥羽市宿泊税条例の制定について、担当課の説明を求めます。

税務課長。

○世古税務課長 税務課、世古です。よろしくお願いします。

議案第87号、鳥羽市宿泊税条例の制定について説明させていただきます。

すみません、提出議案の1ページのほうをお願いします。

提案理由につきましては、持続可能な観光まちづくりの施策に要する財源としまして宿泊税を課するため、必要な事項を定めたく、本提案とするものです。

本市におきます宿泊税の導入の検討につきましては、議員の皆様にも報告しており、重複する部分はありませんが、改めて経緯等を簡潔に説明させていただきます。

宿泊税につきましては、現在、導入または導入を検討している自治体が増加傾向にあります。このような中、令和6年1月に鳥羽市旅館組合連絡協議会の皆さんから市長に対し、観光振興事業を加速するため、宿泊税導入検討に関する要望書が提出されました。

その後、宿泊税の導入に向けた検討を行うため、専門家をはじめ宿泊事業者等の方で構成します鳥羽市宿泊税導入検討委員会が設置され、協議を重ねてきました。協議の結果、本市における宿泊体験価値を持続的に提供し、観光まちづくりを推進するため、法定外目的税である宿泊税を早急に導入するよう提言をいただきました。

このことを受けまして、令和8年4月1日から導入予定である宿泊税の課税・徴収等の基本となる鳥羽市宿泊税条例を策定したところでございます。

それでは、新たに制定します宿泊税条例につきまして説明させていただきます。

提出議案書の2ページから10ページをお願いします。

また、資料としまして、鳥羽市宿泊税条例について（税制度概要）を提出させていただいております。内容

は、宿泊税条例の規定の一部を抜粋したものになります。

説明につきましても、条文全てではなく抽出した条文について説明させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

2ページからお願いします。

第1条、宿泊税では、宿泊税を課す目的としまして、根拠法令について規定をしております。

第2条、定義では、条例における用語としまして、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く）、住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（民泊）のほか、宿泊施設、宿泊及び料金について規定をしております。

なお、宿泊料金は、飲食代、遊興費及び消費税等を除く額とすることを規則で規定します。

第3条、納税義務者等では、宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊に課税することを規定しております。

第4条、税率では、宿泊者1人1泊につき200円とすることを規定しています。

第5条、徴収の方法につきましては、宿泊事業者——第6条で規定される特別徴収義務者になりますが——が宿泊客から宿泊料金と一緒に宿泊税を集め、本市へまとめて納付する特別徴収によることを規定しております。

第6条、特別徴収義務者では、第5条の規定により徴収する特別徴収義務者について規定をしています。

第7条、特別徴収義務者の申告等では、第6条で規定しました特別徴収義務者として必要な申告について規定をしています。

第10条、申告納入では、宿泊税の申告及び納入について規定をしております。毎月月末までに前月の1日から末日までの分の納入申告書を提出するとともに、納入金を納付書により納付する。また、第2項では、特例の要件を満たす場合は3か月ごとの申告、納入ができることについて規定をしております。この特別の要件につきましては、要件は規則で規定をしますが、まず、1年を経過して年税額が120万円以下で、市税の滞納がないことなどを規定する予定です。

第13条、特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等では、特別徴収義務者の帳簿の記載義務について、その内容や保存期間などについて規定しています。

第14条、帳簿及び書類の電磁的記録による保存等につきましては、帳簿及び書類の電磁的記録による保存等に関する事項につきまして、電子的な方法で帳簿や書類を保存することについて規定をしています。

第19条、使途の公表では、毎年度宿泊税の使途及びその内容を公表することを規定しています。

第21条、帳簿の記載義務違反等に関する罪では、罰則規定となっており、第13条に規定しています帳簿の記載義務違反等があった場合、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処することを規定しています。

続きまして、附則第1項、施行期日につきましては、公布の日から起算して2年を超えない範囲内で規則で定める日としております。総務省協議を得て、令和8年4月1日を予定しています。ただし、附則第3項から5項までの規則は公布の日から施行します。

第2項、適用区分としまして、施行日、令和8年4月1日以後の宿泊から適用します。

第5項、準備行為としまして、第6条第2項の規定による特別徴収義務者の指定、第8条第1項の規定による納税管理人の承認及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができること

を規定しています。

第6項、検討では、この条例の施行後5年を経過した場合において、社会情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要がある場合はその措置を講ずるものとし、その後においても5年ごとに同様の検討を行うものとしております。

以上、宿泊税条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第87号について、ご質疑はございませんか。

木下委員、どうぞ。

○木下順一委員 ちょっと確認をさせてください。

全協のときにも説明を受けて、この中にはないんですけども、減免はあるけれども免税が含まれていない。修学旅行であるとか子供らの。その辺もう一度、そこを入れなかったという理由をもう一度説明願えますか。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 課税免除について規定しなかった理由につきましては、まずは、宿泊税を財源として鳥羽市の観光振興を図っていきます。そうしますと、鳥羽に来られる方、宿泊される方は特にそうですね、それを受けてのサービスの提供を受けることになりますので、それは市全体になります。ですので、修学旅行生についても、こちらのほうに見えたときにも宿泊税を財源とした何らかのサービスの提供を受けるということで、修学旅行生についても課税免除を設けなかったということになります。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 今月の21日やったかな、総務省のほうからも新たに11の自治体がこの宿泊税の認定を受けたと思うんですけども、それらの条例を見にいくと、大方というのかな、が免税をつけとるのかな。そやもんで、これは鳥羽独自と言えば、この伊勢志摩独自と言えばそうなんかも分かんけれども、今後やっぱり、修学旅行をする小・中・高なんかの学校に旅行先選ばれないというようなことがないように、この辺ちょっと懸念するんですけども、その辺大丈夫ですかね。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 その辺は、修学旅行生につきましては違った形での支援というのも観光商工課のほうで考えていただいているというふうになっています。

やっぱり、先ほどちょっと言わせていただきましたけれども、宿泊税を課税させていただいて、そのサービスですね。いろいろ鳥羽の観光の部分で恩恵を受ける、来てよかったなということの事業、納得いただけるような事業を展開していただければ、魅力アップすることで修学旅行先を選んでいただけるのかなというふうに思っています。

(「よろしいです」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 すみません、ちょっと1点。

この第19条のところで、使途の公表とあります。細かいところがかかれては、ざくっとしか書いていないんですけども、これ、今回宿泊税を導入するに当たっては目的があって、魅力向上である、旅行者の受入れ環境の充実であるということをしっかりと、目的を持って今回税を導入されたとあるんですけども、この使途の公表というのはどういうふうに、書かれていないんですけども具体的には決まっているのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 具体的にはまだ決まてはいないですけども、もう一つの法定内の目的税であります都市計画税は公表されていると思います。ホームページであつたりとかそういったところですね。

それと同じように、ただ、今回は法定外ということにもなりますので、そこら辺はまだこれから詰めていくところでありますけれども、なるべく、やっぱり先ほどの修学旅行生の関係もありますけれども、なるべくどういうふうなところに使われとるんやということを事業者の方であつたり、鳥羽に訪れてくれる観光客の方であつたり、分かりやすいように公表をしていければなというふうに思っています。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

すごく大事なことやと思うんです。せっかくこれ、宿泊税を導入して、お金だけ納めるというんやなくて、来た方々の満足度が向上するという、受入れ環境が整うということがすごく目的なので、そのところを分かりやすくしっかりと、そこら辺のところ、条例でうたっていたいてありますのでしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 検討、最後に。5年おきに5年経過した場合って、社会情勢って書いてある。

○瀬崎伸一委員長 マイクを。尾崎委員、マイクをお願いします。

○尾崎 幹委員 5年経過した場合の検討ですよね。社会情勢の変化、いつ来るか分からん話やのに、5年でええの。何を基準にして5年にしたん。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 5年としましたのは、先行で宿泊税を導入しているところも参考にさせていただいて、5年とさせていただきました。検討委員会のほうでも検討させていただいたところなんですけれども。

ただ、この社会情勢というのは、例えばインバウンドのお客さんが急に増加したりであるとか、そういうことで、例えば公共交通を使う市民の人たちにも影響を及ぼすようなことがあれば、5年を待たずにそのことを考慮して、どういうふうに対策を講じればいいのかということを考えていくということで、この検討ということをここで規定させていただいたところです。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今年から万博も始まる。あと8年後には遷宮も始まる。そういう流れの中で、ちゃんと適した対応が本当にできるんならええけれども、やっぱりこれ、しっかりと定めとかな。5年というんはあまりにも

長過ぎるんじゃないかと思っています。

それはなぜかという、もう京都の例見て分かるやん。次々やっぱり宿泊料に対して、宿泊税の徴収で値段変わるわけですから、そういうことも勘案した中でやっぱりちゃんと決めやな。5年というよりは、1年おきにしても何もおかしいわけですから。やっぱりそこら辺もう一度検討するべきじゃないかな。どう。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 5年是一个のスパンですけれども、先ほど言わせてもらった社会情勢が変わったときは、5年を待たずに対策を講じていくということになっていますので、それで対応はできるのかなというふうに思っております。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 各課がやっぱりちゃんとした共有認識の下で見直していかないかんと思っていますよって、何々は観光課に渡すとかそんなんじゃないにやっぱり税務課がしっかり、ほんで、その中でも税務課が管理するように持ってってください。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 その辺は、今まで企画財政課、観光商工課、そして私ども税務課で連携をしてやってきましたので、今後も同じように連携をしてやっていこうと思っていますので、お願いします。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

世古委員、どうぞ。

○世古安秀委員 資料も頂きまして、その中で、市内の宿泊施設、今現在のところ鳥羽市内の宿泊施設はどれぐらいの数を見込んでいますか。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 民泊を含めて120施設ほどを把握しています。

○瀬崎伸一委員長 世古委員。

○世古安秀委員 120施設で、あと宿泊者はどの程度見込んでいますか、1年間の。

(「500万人や」の声あり)

○世古安秀委員 いや、宿泊やで違います。

(「200万人やったら2.5倍さ、今から」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 令和5年の統計で148万人という統計がありますので、それぐらいかなというふうに思っています。

(「甘いな」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 世古委員。

○世古安秀委員 大体、それ掛けるとどれぐらい収入があるかというふうなことは分かりますけれども。

あと、先ほど木下委員のほうからもおっしゃられたように、やっぱり修学旅行生を今回鳥羽市かけていますけれども、総務省の発表では、9の市町がしたところはもうかけていないと、修学旅行はもらっていないとい

うふうなことです、その辺がやっぱり、鳥羽やと宿泊税払わないかん、ほかやったらいい、ちょっと敬遠される、そういう要因にならへんのか、その辺がちょっと一番心配なんですけれども、その辺は魅力のある観光地づくりをしていくというふうな先ほど答弁でしたけれども、今後十分にその辺は検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なかったらええかな」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ、世古副委員長。

○世古雅人委員 第4条の宿泊税の税率の200円ですけれども、この200円にした根拠といたしますか、その金額についての中身を、ちょっともう少し深掘りして説明をお願いします。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 先行して宿泊税を導入している自治体で200円が多かったということと、鳥羽駅で観光客の方に対して宿泊の税率とか宿泊税についてのアンケートも実施をさせていただいたところです。

その回答でも、一番多かったのが200円という回答が一番多かったということと、あとやっぱり、宿泊に鳥羽へ訪れる方の負担も考えて、そして、そういうことを総合的に考えて、200円ということで決定をさせていただいたところです。

○瀬崎伸一委員長 世古委員。

○世古雅人委員 分かりました。

何らかの根拠的なものとか、先に導入しているところを参考にしたというのは十分考えられるんですけれども、昨今、先ほど尾崎委員も質問の中でいろいろ社会情勢が云々とか言われた中で、この200円というのは5年ごとの見直しではなく、社会情勢とか他市の状況、今盛んに京都がすごく値上がりするとか東京とか、その辺がありますので、そういったところは先ほど課長が説明されたように、状況によっては5年を待たずにそういった見直しのところとか、内容についても、インバウンド、外国人の方にこの徴収を多めにして国内はなるべく低くとか、そういったいろいろな状況が考えられると思いますので、その辺は要望として、その辺の状況を踏まえて改正していただきたいなと思いますので、この辺は要望としておきます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「じゃ、ちょっともう一点」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ、木下委員。

○木下順一委員 この中に納税義務者報償金というのがないんやけれども、それは規則の中で決めるんかな。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 別に要綱で。

(「要綱」の声あり)

○世古税務課長 はい。要綱で規定をさせてもらって、支給させてもらいます。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 今のところ何%にしていますんかな。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 検討委員会のほうでも提案を受けているんですけれども、2.5%を基準に考えております。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 その辺も、先行地域いうのかな、は大体2.5%が多いんかと思うけれども、最近蒲郡やったかどこか、6%にしようとして、それでも総務省通つとるとするような案もあったんで、ちょっと今後はその辺もまた考えていかないかん部分かなとは思いますが、現在の見解を。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 基準が2.5%を総務省のほうも持っているということを聞いていますので、うちとしましてはこの検討委員会の中でも提案を受けている2.5%で支給をしたいなというふうに思っています。

その常滑であつたりほかのところの部分については、何かしら理由があつてプラスをしていると思いますので、そのプラスができるかどうかというのはなかなか、理由づけもつけていかないといけないと思いますので、その辺がありますけれども、今の段階では基準である2.5%で考えております。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 結構です。事業者さんがそれで納得しておれば、もうそれ以上言うことはないんで、
以上です。

（「ちょっと同じ例で」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 交付金のプライマリーバランスに関してはどうなん。これは全然関係なし。収入の部で。バランスとして。交付金が精査されるとか、それはもう一切ないんやね。自己資本が増えるわけやで、バランスとしてはうちはやっぱり増えるわけですよ。そうなってくると、交付金のバランスはどうなん、交付税。

（「関係ない」の声あり）

○尾崎 幹委員 関係ない。

○瀬崎伸一委員長 税務課長。

○世古税務課長 法定外目的税になりますので、その辺は大丈夫なんかなというふうに。

（「バランスとしては増えるんやでな、うちは。分かった」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

（「なかったら、最後いいですか」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 世古副委員長。

○世古雅人委員 すみません、第21条の帳簿記載義務違反等に関するところの罰ですね、罰金。こういったところが出てきますので、なかなか市内の民泊というか、宿泊施設の高齢化が進んでいく中で、やっぱりこれがきちっと、大変細かい作業になってしまうところもあると考えられますので、やはりその辺の周知、税務課だけでは難しい部分が私はあると思いますので、観光課を含めてそういう事業者の方々に、こういう宿泊税が課せられます、そして、いろんなこういう記載事項とか納入事務が発生するので、そういうことがきちっとできるように、違反したらこういうことになりますよということを伝えていただきたいと、しっかりと周知

していただきたいというのは要望として、これ、大事な事かなと思いましたが、これから取り組むことですのでしっかりその辺はやってくれると思いますけれども、漏れのないようにお願いしたいと思います。これは要望でしておきます。

○瀬崎伸一委員長 ほかによろしかったですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、次に、議案第88号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

消防長。

○勢力消防長 消防本部、勢力です。どうぞよろしくお願いします。

議案第88号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提出議案書11ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律、別表第四イ、公安職俸給表(一)が改正され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正をする政令の施行に伴い、補償基礎額を改正するものです。

新旧対照表1ページと併せてご覧ください。

改正内容につきましては、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の第5条第2項第2号中の「9,100円」を「9,700円」に改め、同条ただし書中の「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中の「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円」に改めます。

新旧対照表2ページをお願いします。

同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改めます。

別表第5条関係、階級別勤務年数に応じて、団長及び副団長は「12,500円」を「12,900円」、「13,350円」を「13,700円」、「14,200円」を「14,500円」、分団長及び副分団長区分では「10,800円」を「11,300円」、「11,650円」を「12,100円」、「12,500円」を「12,900円」、部長・班長及び団員は「9,100円」を「9,700円」、「9,950円」を「10,500円」、「10,800円」を「11,300円」に改めます。

提出議案書12ページをお願いします。

施行の日といたしましては、令和7年4月1日からの施行となります。

経過措置につきましては、記載のとおりとなります。

以上で説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。議案第88号についてご質疑はございませんか。

濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 すみません、今回、消防団員の公務災害の補償条例を変えるということですが、この金額が若干増えていますけれども、この根拠となる数字ってあったんでしょうか。近隣市町がこうなのか、何か基となるもの。

○瀬崎伸一委員長 野村室長。

○野村室長 消防本部、野村でございます。よろしくお願いいたします。

委員ご質問のこの改定理由というか、根拠とかいった部分かと思えますけれども、もともと非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、こちらのほうで、この基準政令になりますけれども、損害補償の支給額、療養費及び介護補償を除いて全て基準政令、別表によって金額のほうが基礎として定められております。

そういった中で、これを一定の割合、または日数を乗じてこの補償額が算定されるわけなんですけれども、もともとの給与法というのに連動してまして、それから日割りして出してくる金額になっています。給与法のほうは値段が上がったということと、それにおいて、大もとで言いますと近年における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基準額の加算額の改定を行う必要があるからというふうに政令の改正理由のほうに記載されてございます。

以上でございます。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 理由はよく分かりました。

そうすると、大体実績として、実績数、昨年度の年間この対象となる実績数とかというのは出ているんでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 平井係長。

○平井係長 消防本部消防総務室の平井です。よろしくお願いします。

昨年度につきましては、本実績はございません。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 はい、分かりました。

実績はなくて、理由も分かりましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それでは、ないようですので、以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第 87 号、鳥羽市宿泊税条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第 87 号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第 88 号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第 88 号については原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これをもちまして、行政常任委員会を散会します。

お疲れさまでした。

(午前 11 時 08 分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和7年3月24日

行政常任委員長 瀬 崎 伸 一